



2007年 4月 4日

ミニストップ株式会社

(証券コード9946)

各位

役員退職慰労金制度の廃止と 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入

当社は、本日開催の取締役会において、従来の役員退職慰労金制度を廃止し在任中の取締役及び監査役に対し役員退職慰労金を打ち切り支給する旨の議案、ならびに取締役に対して株式報酬型ストックオプションを付与する旨の議案を、2007年5月15日開催予定の当社第28期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員退職慰労金制度の廃止

- (1) 本年2月15日をもって、年功的要素が強い役員退職慰労金制度を廃止する。
- (2) 在任中の取締役及び監査役に対し役員退職慰労金を打ち切り支給することとし、本年5月15日開催予定の当社第28期定時株主総会の承認を得たうえで、当該役員の退任時に支給する。
なお、役員退職慰労金制度の廃止にともなう業績への影響はございません。

2. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの導入

- 1) 当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の株価や業績との連動性をより一層高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することにより、株価上昇及び業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプションを、当社の取締役に対して付与することといたします。

当社第28期定時株主総会において本議案が承認可決された後は、ご承認いただいた個数・金額の範囲内で、毎年、当社取締役会の決議により新株予約権を当社の取締役に対して割り当てる予定です。

- 2) 当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたします。

- (1) ストックオプションとして取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額年額3千万円以内とする。
- (2) ストックオプションとして取締役に割り当てる新株予約権の内容

発行する新株予約権の総数
166個を1年間の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数
当社普通株式16,600株を1年間の上限とする。

新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

なお、当社が株式の分割、株式の併合、合併、会社分割を行う場合など、上記の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、当社は、当該条件を勘案の上、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとする。

この件についてのお問合せ先は、

ミニストップ株式会社

経営企画室I R広報 菅原・須藤・佐藤・山盛

043-212-6477

<http://www.ministop.co.jp>



木を植えています

私たちはイオンです



新株予約権の発行価額及び発行日

各新株予約権は発行日における公正価値で発行するものとし、これを発行する日は毎年4月30日とする。

新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は1円とする。

ただし、新株予約権1個当りの目的となる株式数の調整を行った場合は、株式1株当たりの払込金額1円に調整後の株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の発行日より1箇月を経過した日から15年間とする。

その他の新株予約権行使の条件

新株予約権を割り当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。

新株予約権については、各年度付与分の全数に付き一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

新株予約権の消却事由及び消却条件

新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても、上記 ただし書の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。

新株予約権者が、法令又は当社の内部規律に対する重大な違反をした場合、禁固以上の刑に処せられた場合、競業会社の役員、使用人に就任し又は就任することを承諾した場合、 に定める権利承継者につき相続が開始された場合、新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出た場合、その他取締役会により定める事由のいずれかに該当した場合には、会社は新株予約権者の新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権の譲渡等の禁止

新株予約権者及び次の に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、又はこれを担保に供することはできない。

新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名(以下、「権利承継者」という。)に限り、新株予約権を承継することができる。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

以上